

設立・廃止に向けての今後のスケジュール

1. 株式会社日本政策金融公庫
2. 株式会社日本政策投資銀行
3. 株式会社商工組合中央金庫
4. 地方公営企業等金融機構

1. 株式会社日本政策金融公庫設立に向けての今後のスケジュール

	これまでの進捗状況	20年度			今後の主な検討課題等
		4～6月	7～9月	下半期	
政省令	○主務省を中心に検討中 (危機対応円滑化業務関係については公布済み)	政令・省令の公布(危機対応円滑化業務関係)	政令・省令の検討		○政令・省令の検討
設立の事前準備	○第1回設立委員会開催(4月) ○第2回設立委員会開催(5月)	設立委員会 定款・業務方法書の検討	創立総会		○定款・業務方法書の検討、策定 ○創立総会の開催
デューデリ関係 (資産評価委員会等)	○事前に各機関で不動産鑑定を実施し、資産評価に対処する	不動産鑑定の実施	資産評価委員会		○不動産鑑定の実施 ○資産評価委員会の設置
事務フロー、 業務プロセス	○全店において融資制度の情報提供体制を整備し、顧客の円滑な取次ぎを実施する ○統合前研修を開始	統合前研修の実施 具体的事務取扱い検討	支店等に通知	新 公 庫 発 足	○統合前研修の実施 ○支店等への通知
組織体制	○本店共通管理部門の組織編成について検討を実施 ○支店については、19年度から統合に着手し、運営にかかる諸事項につき検討中 ○人事・給与体系、勤務条件等の検討	一部前倒して同一建物で営業開始	店舗増改築工事等		○店舗の増改築 ○新公庫としての人事・給与体系の構築
資金調達	○区分経理、ALM、資金需要の状況等を踏まえ、発行条件やタイミング等の合うものを一元的に調達する	具体的事務取扱い検討			○金融商品取引法等の開示手続きの検討
信用リスク 審査	○コンサルを活用して、共通債務者に係る取扱い等を調整中 ○開始B/S作成に向けて共通債務者の債務者区分の調整作業を開始	具体的事務取扱い検討	支店等に通知		○支店等への通知
システム対応	○取引照会システムの開発は完了 ○移行前に組織内電子メール環境、企業会計対応を開発する	組織内電子メール環境等開発	システム開発終了 接続テスト、試行、研修		○組織内電子メール環境等の開発 ○接続テスト、試行、研修の実施
危機対応 円滑化業務	○危機対応円滑化業務実施方針を公表(5月) ○設立委員会で協定書(案)を審議(5月)	具体的内容の検討・調整 業務実施方針・協定書の調整	指定金融機関との協定締結		○具体的内容の検討・調整 ○指定金融機関との協定締結

2. 株式会社日本政策投資銀行設立に向けての今後のスケジュール

1. 政省令制定作業

- 「株式会社日本政策投資銀行法施行令」を6月20日に公布予定。
- 「株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「株式会社日本政策投資銀行法施行規則」を7月中旬に公布予定。

2. 設立委員会・評価委員会

(1) 設立委員会関連

- 5月21日に第1回(議事:設立委員会規則、経営理念、危機対応業務に関する規定案)を開催。
- 今後、定款案及び危機対応業務に関する規程案等を審議するため、7月から9月にかけて2~3回開催予定。その後、創立総会を開催。

(2) 評価委員会関連

- 評価要領案の検討、不動産鑑定の実施。開催回数及び時期については検討中。

3. 株式会社化に向けた準備

(1) 組織

- ① 会社組織、人事体系、研修制度の見直し
- ② 規程類の見直し、取締役会規則等の検討
- ③ 登記手続の調整

(2) 資金調達

- ① 社債の発行(IR体制の構築、有価証券報告書発行準備)
- ② 金融機関借入(地銀からの相対調達の実施)

(3) その他

- ① 税務対応(税務会計の整備)
- ② システム対応(民営化に必要なシステムの整備)

3. 株式会社商工組合中央金庫への転換に向けての今後のスケジュール 商工組合中央金庫

- 19年5月 ● 株式会社商工組合中央金庫法の成立
- 19年6月 ● 通常総代会(総代を委員とする「転換計画検討委員会」を設置)
～転換計画の具体的な内容を検討開始
- 19年10～11月 ● 第1回政府広報(各地区別に民間出資者等へ説明 参加者数969名)
- 20年1～2月 ● 第2回政府広報(各都道府県等別に民間出資者等へ説明 参加者数6,264名)
- 20年6月 ● 通常総代会(転換計画の検討状況を報告)

- 20年7～8月 ● 臨時総代会(転換計画を承認)
● 民間出資者に対する転換計画の概要の通知及び公告
● 債権者の異議に係る公告
● すべての貸出、預金、債券取引先に対する説明文書の送付
- 20年9月 ● 転換計画の認可
● 反対出資者への出資払戻し

- 20年10月 ● 転換(株式会社化)

4. 地方公営企業等金融機構の設立 及び公営企業金融公庫の廃止に向けての今後のスケジュール

20年

4月18日 ● 定款・事業計画書の決定、出資の募集を開始

6月2日 ● 設立認可申請

6月下旬 ● 設立認可

● 発起人から理事長となるべき者への事務の引継ぎ

● 理事長となるべき者による出資金の払込請求

7月中旬まで ● 「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」、「地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令」及び「地方公営企業等金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」の制定

7月下旬 ● 出資金の払い込みの完了

8月上旬 ● 地方公営企業等金融機構の設立

● 評価委員(承継財産の価額を評価)の任命

10月1日 ● 公営企業金融公庫の廃止、機構の業務開始

※「地方公営企業等金融機構法施行令」は平成19年12月21日に、「地方公営企業等金融機構の業務運営に関する省令」は平成20年3月31日に公布済。